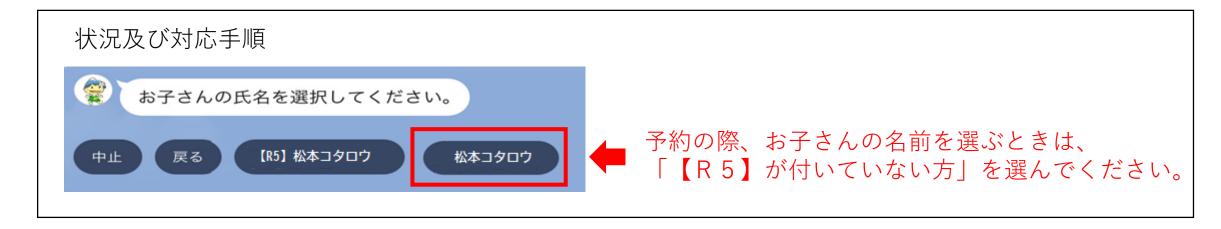
令和5年度にシステムに一時預かり予約システムに登録され、令和6年度も引き続き一時預かりを利用される方の令和6年4月分予約手順について

令和5年度に一時預かり予約システムに登録され、令和6年度も引き続き一時預かりを利用される方は、 令和6年4月の予約の際、下記の手順でお申し込みをお願いします。

対象となる方:令和5年度に一時預かり予約システムに登録をいただき、

令和6年度も引き続き一時預かりを利用する方



※この手順は令和6年4月の予約に限り必要です。

令和6年5月以降の予約からは、名前の表示が通常どおり(【R5】がついていないもののみ)となります。

※令和5年度に利用登録していた方も、新年度の利用に当たっては改めて利用登録手続きが必要です。